

令和 4 年度大規模 MICE 開催費助成金交付要領取扱要領の運用

【第 2 条第 1 項関係】

- 1 宗教団体とは、宗教法人だけではなく、宗教活動を目的としているすべての法人・個人等をいう。
- 2 政治団体とは、政党だけではなく、政治活動を目的としているすべての法人・個人等をいう。
- 3 営利を目的とするものとは、特定の法人・個人等の宣伝を目的としたもの又は特定の法人・個人等の直接的販売行為及び将来の販売行為に繋がるものをいう。
- 4 他県との持ち回り等により定期的、定例的に開催されるものとは、東北大会、全国大会等で参加各県が順番に開催するもの（誘致活動により、本県での開催が繰り上げられる場合を除く。）及び本県での開催が定例化しているものをいう。
- 5 スポーツ系の大会とは、スポーツ関連のすべての大会をいう。
- 6 行政の関わりが深い団体、または行政が所管する団体が主催するものとは、行政機関が出資している団体、行政機関の外郭団体、第三セクターが主催するもの及び県から別に開催助成を受けている団体が主催するものをいい、行政が参加するものとは、行政機関の職員が MICE の構成員として又は指導監督的立場から参加し、かつ、公費により参加負担金、旅費等が支出されるものをいう